

浜松市市章・ロゴタイプ等使用承認要領

平成 17 年 7 月 1 日作成

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市民や法人その他の団体（以下「市民等」という。）が浜松市市章・ロゴタイプ等を使用する場合における使用承認の基準、手続等について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において「浜松市市章・ロゴタイプ等」とは、浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアル（平成 17 年 7 月 1 日施行）に規定されている市章、ロゴマーク、ロゴタイプ、シティーカラー等をいう。

(使用承認の基準等)

第 3 条 浜松市市章・ロゴタイプ等は、次の各号のいずれかに該当する場合使用承認することができる。

(1) 浜松市が共催、後援又は協賛する事業を市民等が行う場合

(2) 市政に関係のある事業を市民等が行う場合

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が使用の必要があると認めるもの。

2 前項第 2 号の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしない。

(1) 営利活動又は特定の政治活動等を助長するおそれのあるとき。

(2) 主として自己の信用を高めるために使用するものであるとき。

(3) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するものであるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

3 使用承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

4 使用承認は、無償とする。

(使用承認手続)

第 4 条 浜松市市章・ロゴタイプ等を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、使用申請書（第 1 号様式。電磁氣的記録を含む）及び使用内容が分かる資料を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、国や県などの行政機関を除く。

2 市長は、浜松市市章・ロゴタイプ等を使用承認するときは、使用承認書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、浜松市市章・ロゴタイプ等を使用承認しないときは、使用不承認書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、直ちに使

用を中止させることができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (2) 申請者が使用承認の条件に違反したとき。
 - (3) 申請者が第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (4) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、承認取消通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所

氏名

(団体にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

浜松市市章・ロゴタイプ等使用申請書

次のとおり浜松市市章・ロゴタイプ等の使用承認を受けたいので申請します。

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間 (最長2年間とする)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 その他

年 月 日

様

浜松市長

浜松市市章・ロゴタイプ等使用承認書

年 月 日付で申請のあった浜松市市章・ロゴタイプ等の使用については、次のとおり条件を付して承認します。

[使用承認の条件]

- 1 浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアルに規定されている色及び形などを忠実に再現すること
- 2 下地が白色以外の場合には、浜松市ヴィジュアル・アイデンティティ・システム・マニュアルに規定されているアイソレーションによって作成すること
- 3 申請に係る使用方法のみの使用とすること

第3号様式

年 月 日

様

浜松市長

浜松市市章・ロゴタイプ等使用不承認書

年 月 日付けで申請のあった浜松市市章・ロゴタイプ等の使用については、次の理由により承認しません。

[承認しない理由]

第4号様式

年 月 日

様

浜松市長

浜松市市章・ロゴタイプ等使用承認取消通知書

年 月 日付で承認した浜松市市章・ロゴタイプ等の使用
について、次の理由により承認を取り消します。

[承認取消の理由]

[その他]

浜松市市章・ロゴタイプ等の使用を直ち中止すること。